

平成 27 年度独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会（第 1 回）議事要旨

- 1 日 時 平成 27 年 5 月 15 日（金） 15 時 00 分～17 時 00 分
- 2 場 所 学術総合センター 11 階 1112 会議室
- 3 出席者 板倉，井上，大芝，奥田，奥乃，越，酒井，高戸，田中，中村，西出，野坂，松尾，毛利，吉川の各委員
(機構側出席者)
野上機構長，山田理事，武市研究開発部長
宮崎准教授，森准教授，六車特任教授，奈良特任教授
渡部管理部長，斉野学位審査課長
- 4 委員長及び副委員長の選出
委員長及び副委員長の選出について，学位審査会規則に基づく委員による互選の結果，委員長に酒井委員が，副委員長に井上委員が選出された。
- 5 平成 26 年度学位審査会（第 5 回）の議事要旨について
確定版として配付された。
- 6 議 事
 - (1) 学位取得者数について
学位審査課長から，資料 3-1 から 3-5 に基づき，平成 26 年度 10 月期までの短期大学及び高等専門学校卒業生等に係る学士の学位取得者数等並びに平成 26 年度までの認定課程修了者に係る学士，修士及び博士の学位取得者数等について報告があった。
 - (2) 短期大学及び高等専門学校卒業生等に係る学士の学位授与の審査について
学位審査課長から，資料 4-1 及び 4-2 に基づき，平成 27 年度 4 月期の短期大学及び高等専門学校卒業生等に係る学士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に学士の学位授与の可否について審査が付託された。
この審査の付託を受け，平成 27 年度 4 月期の学士の学位授与の申請について，修得単位の審査及び学修成果・試験の審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ，当該専門委員会・部会に審査及び試験が付託された。
 - (3) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査について
学位審査課長から，資料 5-1 及び 5-2 に基づき，平成 27 年 3 月の認定課程修了者に係る修士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，修士の学位授与の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、平成 27 年 3 月の認定課程修了者に係る修士の学位授与の申請について、論文の審査及び試験（口頭試問）を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託された。

(4) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料 6-1 及び 6-2 に基づき、平成 27 年 3 月の認定課程修了者に係る博士の学位授与の申請状況について説明の後、機構長から学位審査会に、博士の学位授与の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、平成 27 年 3 月の認定課程修了者に係る博士の学位授与の申請について、論文の審査及び試験（口頭試問）を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託された。

(5) 短期大学の専攻科に係る認定の再審査について

学位審査課長から、資料 7 に基づき、奈良芸術短期大学美術専攻から届出された専攻科に係る学則等の変更内容が、短期大学及び高等専門学校専攻科の認定に関する規則（平成 16 年規則第 29 号）第 7 条第 2 項に規定する「認定の要件に係る現況を確認する必要があると認めるとき」に該当すると考えられるため、当該専攻科の認定の再審査を実施する旨の説明があり、機構長から学位審査会に、認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の審査が付託された。

(6) 平成 27 年度認定課程に係る教育の実施状況等の審査について

学位審査課長から、資料 8 に基づき、平成 27 年度の認定課程に係る教育の実施状況等の審査について説明があり、審議の結果、あらかじめ 7 月から開催予定の専門委員会・部会において教育課程及び教員組織等の審査を開始することが了承された。

(7) 平成 28 年度認定課程に係る教育の実施状況等の審査について

学位審査課長から、資料 9 に基づき、平成 28 年度に教育の実施状況等の審査の対象となる各省庁大学校の認定課程について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承され、当該の大学校の長に対し、今年度の 9 月 30 日までに所管省庁を経由して審査の実施について通知することとされた。

(8) 平成 28 年度認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査について

学位審査課長から、資料 10 に基づき、平成 28 年度に教育の実施状況等の審査の対象となる短期大学及び高等専門学校の認定専攻科について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承され、当該の短期大学及び高等専門学校の設置者に対し、今年度の 9 月 30 日までに審査の実施について通知することとされた。

(9) 短期大学及び高等専門学校の特例適用認定に係る審査について

学位審査課長から、資料 11 に基づき、平成 27 年 4 月に受け付けた短期大学の専攻科 1 校 1 専攻及び高等専門学校の専攻科 9 校 11 専攻からの学士の学位の授与に係る特例の適用認定の申出について説明の後、機構長から学位審査会に、適用認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に審査が付託された。

(10) 短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科に係る変更の届出について

学位審査課長から、資料 12 に基づき、特例適用専攻科に係る変更の届出に関して、通常の特例適用専攻科の変更事項及び平成 26 年度に適用認定の申出を行った特例適用専攻科の平成 27 年度からの変更事項における対応及び手続きについて適用認定の説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。また、平成 27 年度からの変更事項について、機構において取扱いに係る関係規定を整備するとともに、各特例適用専攻科からの変更の届出を受け付け次第、該当する各専門委員会・部会において審査を行うことが了承された。

(11) その他

① 学位審査課長から、資料 13 に基づき、昨年度の第 4 回学位審査会で示された学士の学位の授与に係る特例に関する課題の対応状況について説明があった。

② 越委員から、資料 14 及び 15 に基づき、平成 27 年度の学士の学位の授与に係る特例の適用認定の申出等に係る審査書類の様式及び審査方法等について説明があった。

③ 学位審査課長から、資料 16 に基づき、平成 27 年 4 月現在における短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科の認定の状況について説明があった。

④ 学位審査課長から、資料 17 に基づき、平成 27 年 4 月現在における短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科の認定の状況について報告があった。

⑤ 学位審査課長から、資料 18 に基づき、昨年度の第 5 回学位審査会後の短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科に係る初めての特例適用の認定審査を終えての委員長コメントの確定及び公表等について報告があった。

⑥ 学位審査課長から、資料 19 に基づき、平成 27 年度学位授与関係審査スケジュールについて説明があった。

以 上